



武蔵村山市 第四次男女共同参画計画

令和2年度～令和6年度

—— ゆーあいプラン ——

令和2年3月
武蔵村山市

はじめに

平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画の実現を、21 世紀の我が国における最重要課題として位置付けており、平成 27 年にはその基本理念にのっとり、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。



しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や DV 被害など、依然として様々な課題が残されております。

本市においては、平成 12 年に第一次計画となる「武蔵村山市男女共同参画計画—男女 YOU・I プラン—」を策定し、平成 22 年には第二次計画、平成 27 年には第三次計画を策定し、この間、男女共同参画センターの開設をはじめ、様々な施策を展開してまいりました。

第四次となる本計画では、誰もが性別や年齢、国籍にかかわらず尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる「まち」を目指し、「誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま」を基本理念として掲げ、新たに「女性活躍推進法」に基づく推進計画も盛り込みました。

今後は、本計画に基づき、男女共同参画社会の形成を推進していくため、さらに取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の皆様をはじめ、御協力をいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

武蔵村山市長

藤野 勝

目次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の背景	3
	(1) 世界の動き	3
	(2) 日本の動き	5
	(3) 東京都の動き	5
3	第三次計画の推進状況	6
	(1) 事業の評価方法	6
	(2) 進捗状況	6

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の位置付け・性格	11
	(1) 計画の位置付け	11
	(2) 性格	11
2	計画期間	11
3	基本理念	12
4	サブタイトル	12
5	基本目標	13
	(1) 基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	13
	(2) 基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶	13
	(3) 基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり	13
	(4) 基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進	13
6	計画の体系	14
7	重点事業の設定	16

第3章 計画の内容

1	計画の事業区分	19
2	事業所管課と重点事業の数値目標の設定	19
3	施策の展開	20
	基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	20
	基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶	33
	基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり	41
	基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進	51

第4章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制・連携体制	57
	(1) 男女共同参画センター「ゆーあい」の浸透	57
	(2) 「ゆーあい」ネットワークの構築	57
2	進行管理	58

資料編

1	男女共同参画社会基本法	61
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	64
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	72
4	東京都男女平等参画基本条例	79
5	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱	81
6	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会開催経過	82
7	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿	83
8	武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱	84
9	武蔵村山市男女共同参画推進委員会開催経過	85
10	武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿	86
11	用語集	87